

大崎上島町空き家情報バンク制度要綱

令和 2年 6月 1日
告示 第 47 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎上島町内に存する空き家の有効利用をとおして、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 空き家情報バンク制度

大崎上島町内に存する空き家（空き家となる予定のものも含む。以下「空き家」という。）の登録及び空き家利用希望者の登録をとおして、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して情報の提供を行う制度をいう。

(2) 所有者等

当該空き家に係る所有権、又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者をいう。

(3) 空き家登録者

第4条第3項の規定による登録の通知を受けた者を言う。

(4) 空き家利用希望登録者

第7条第3項の規定による登録の通知を受けた者を言う。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、この制度以外の空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申請)

第4条 空き家情報バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家情報バンク登録申請書（[様式第1号](#)）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対してこの制度による登録を勧めることができる。

(空き家登録事項変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申請者は、登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家登録者が、空き家台帳の登録抹消の届出をしたとき。
- (2) 空き家台帳に登録された空き家の登録日が、当該登録日の属する年度末の日から2年を経過したとき。ただし、空き家登録者が登録期間の更新の届出をしたときは、この限りでない。
- (3) 空き家台帳に登録された内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家台帳に登録された空き家に係る所有権、地上権その他これに準ずる権利に異動があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

(空き家利用希望者登録申請)

第7条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「空き家利用希望申請者」という。）は、空き家情報バンク利用希望者登録申請書（[様式第2号](#)）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク利用希望登録者台帳（以下「空き家利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録事項変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家利用希望申請者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家利用希望者台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家利用希望登録者が、空き家利用希望者台帳の登録抹消の届出をしたとき。
- (2) 空き家利用希望者台帳に登録された利用者の登録日が、当該登録日の属する年度末の日から2年を経過したとき。ただし、空き家利用希望者が登録期間の更新の届出をしたときは、この限りでない。
- (3) 空き家利用希望者台帳に登録された内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家の利用目的が趣旨に該当しないこととなったとき。
- (5) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な付属を害する恐れがあると認められたとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

(情報提供等)

第10条 町長は、町ホームページへの掲載、町役場での閲覧その他町長が定める方法により空き家情報を公開するものとする。ただし、空き家登録者が希望しない情報及び方法については、この限りでない。

2 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家台帳及び空き家利用希望者台帳に登録された情報を提供するものとする。

3 町長は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家に係る交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年 1月18日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年 7月29日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2年 6月 1日から施行する。

大崎上島町空き家情報バンク登録申請書

年 月 日

大崎上島町長 様

登録申請者 住所 〒 _____

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

Eメール _____

大崎上島町空き家情報バンク制度要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり大崎上島町空き家情報バンクへ登録を申込みます。

- 1 空き家情報バンク登録申請について、全所有者から同意を得ています。
- 2 契約交渉に関わる全ての事項については、所有者と利用希望者の間で責任を持って行い、町は一切関与しないことを承諾します。
- 3 登録内容は、別紙空き家情報バンク登録物件詳細記入表へ記載のとおりです。
- 4 詳細不明事項については、町が関係機関に照会し、調査することに同意します。

添付資料

- (1) 空き家情報バンク登録物件詳細記入表
- (2) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）
- (3) 登記簿謄本（売却希望の場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類

大崎上島町空き家情報バンク登録物件詳細（新規・更新）

登録申請者の権利関係 (該当する番号に○)		1 土地及び建物所有者 2 建物所有者(土地は賃貸借) 3 その他 ()	
登記状態		登記済み ・ 未登記	抵当権有 ・ 抵当権なし
空き家の所在地		大崎上島町 番地	
町ホームページへの掲載		希望する ・ 希望しない	
登録後の鍵の管理		町に託す・自己管理・その他 ()	
家の補修		即入居可・多少の補修が必要・現在補修中 ()	
家財の処分・整理及び 補修の費用		入居者負担・所有者負担・その他 ()	
空き家の 状況	用途	住宅・店舗・店舗併用住宅・倉庫・その他 ()	
	構造	木造・非木造 () 階建て	
	面積	延床面積 m ² ・坪	敷地面積 m ² ・坪
	建築・改築時期	建築 年頃 / 改築 年頃	
	改築箇所・内容		
	空き家になった時期	年頃 (年 ヶ月) / 定期的利用有・放置	
売買又は賃貸の別		賃貸希望 ・ 売買希望	
価格、賃貸等の希望条件		売却希望価格	円
		賃貸希望条件	円/月
			ペットの飼育 可(室内・室外)・不可
水道、電気等の供給及び排 水等の施設整備状況		水道	上水道・井戸・その他 ()
		電気	引き込み済み・その他 ()
		下水道	公共下水・浄化槽・汲み取り式
		トイレ	水洗 ・ 汲み取り式 / 和 ・ 洋
		風呂	電気・ガス・灯油・その他 ()
その他 附帯物件・農地等		駐車場	有 (台)・無
		田畑	畑 (m ²)・田 (m ²) 山林 (m ²)・無
		その他	
その他		雨漏り	有 (修繕済み・未修繕)・無
		シロアリ被害	有 (修繕済み・未修繕)・予防済み・無
		石綿	発見している・発見していない
特記事項			

空き家の敷地と間取り

大崎上島町空き家情報バンク利用希望者登録申請書

年 月 日

大崎上島町長 様

(登録番号)

申込者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 _____

Eメール _____

次のとおり「空き家情報バンク制度」を利用したいので申込みます。

利用の目的				
家族の状況	氏 名	年齢	続柄	勤 務 先 等
			本人	
希望する建物の状況				
利用の方法等	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他 ()		
	売買又は賃貸の別及びその希望価格	1 売買 希望価格		円程度
		2 賃貸 希望家賃月額		円程度
その他の希望条件				
備 考				

誓 約 書

年 月 日

大崎上島町長 様

私は、町空き家情報バンクの利用希望者登録にあたりまして、制度の趣旨を理解した上で申請をします。申請書記載事項に偽りはなく、大崎上島町空き家情報バンク制度要綱第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することのないことを誓約します。なお、当バンクで得た情報については、私自身が、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き家を利用することとなったときは、大崎上島町の在住者としての自覚を持ち、地域との連帯に努めることを誓約します。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

第7条 空き家情報バンク制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「空き家利用希望申請者」という。）は、空き家情報バンク利用希望者登録申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家情報バンク利用希望登録者台帳（以下「空き家利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 空き家利用希望登録者が、空き家利用希望者台帳の登録抹消の届出をしたとき。

(2) 空き家利用希望者台帳に登録された利用者の登録日が、当該登録日の属する年度末の日から2年が経過したとき。ただし、空き家利用希望登録者が登録期間の更新の届出をしたときは、この限りでない。

(3) 空き家利用希望者台帳に登録された内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家の利用目的が趣旨に該当しないこととなったとき。

(5) 空き家を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。